



平成 30 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ リ ー ン ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 井 清
(コード 6547 東証第二部・名証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 伊 藤 浩 也
(TEL. 059-351-5593)

株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに 主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 2 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当該売出しにより、当社の主要株主及び親会社以外の支配株主に異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、当社株式につきまして、株式会社東京証券取引所より東京証券取引所市場第一部銘柄指定の承認を、また、株式会社名古屋証券取引所より名古屋証券取引所市場第一部銘柄指定の承認を受けております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部銘柄指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

記

I. 株式の売出し及び第三者割当による新株式発行

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,250,000 株
種 類 及 び 数

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売 出 株 式 数
	村 木 雄 哉	712,500 株
	株 式 会 社 T M	400,000 株
	村 木 敏 雄	87,500 株
	松 井 清	50,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 3 月 12 日(月)から平成 30 年 3 月 14 日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

(4) 引 受 価 額 下記(5)に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

定される。

- (5) 売 出 方 法 売出しとし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 受 渡 期 日 平成30年3月23日(金)
- (8) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100株
- (10) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 松井 清に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 187,500 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から187,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年3月23日(金)
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 松井 清に一任する。

3. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 187,500 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 売 出 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 引 受 人 の 買 取 引 受 に
決 定 方 法 よる売出しにおける引受価額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される
資 本 準 備 金 の 額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成30年4月16日(月)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成30年4月17日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 松井 清に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社普通株式の株主分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。なお、上記株式売出しが完了した場合には、当社は留保金課税の適用対象外となる予定であります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から187,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、187,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年3月2日(金)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式187,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成30年4月17日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年4月10日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

なお、本件第三者割当増資の手取概算額上限 287,175,625 円については、全額を平成 31 年 10 月末までにコンフォートホテル名古屋駅前（仮称）新規出店にかかる設備投資資金に充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

当社グループの設備投資計画は、平成 30 年 3 月 2 日現在（ただし、既支払額については平成 30 年 1 月末日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	事業部門の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
コンフォートホテル名古屋伏見	名古屋市 中区	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	98,004	36,702	増資資金 自己資金	平成 28 年 9 月	平成 30 年 2 月	客室数 175 室
コンフォートスイーツ東京ベイ	千葉県 浦安市	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	437,392	327,202	増資資金 自己資金	平成 28 年 12 月	平成 30 年 3 月	客室数 312 室
コンフォートホテル札幌すすきの	札幌市 中央区	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	87,612	32,655	増資資金	平成 28 年 12 月	平成 30 年 6 月	客室数 151 室
コンフォートホテル伊勢	三重県 伊勢市	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	88,471	32,362	増資資金 自己資金	平成 29 年 3 月	平成 30 年 6 月	客室数 153 室
コンフォートホテル神戸三宮	神戸市 中央区	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	172,365	62,628	増資資金 自己資金	平成 28 年 12 月	平成 30 年 9 月	客室数 219 室
コンフォートホテル高知	高知県 高知市	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	79,334	10,852	増資資金 自己資金	平成 29 年 1 月	平成 30 年 10 月	客室数 166 室
コンフォートホテル宮崎	宮崎県 宮崎市	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	71,080	22,500	増資資金 自己資金	平成 29 年 5 月	平成 30 年 9 月	客室数 178 室
コンフォートホテル新大阪	大阪市 淀川区	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	94,466	38,737	増資資金 自己資金	平成 29 年 6 月	平成 31 年 4 月	客室数 150 室
コンフォートホテル名古屋駅前（仮称）	名古屋市 中村区	チョイス ホテルズ事業	ホテル運営 設備	1,505,000	—	増資資金 (注) 3 自己資金	平成 30 年 9 月	平成 31 年 10 月	客室数 156 室

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 重要な設備の新設の投資予定金額には差入保証金を含めております。

3. 本件第三者割当増資による調達資金であります。なお、本(注)3以外の増資資金は、平成 29 年 3 月 22 日及び平成 29 年 4 月 18 日をそれぞれ払込期日とする新株式発行による調達資金であります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である村木雄哉、株式会社 TM、村木敏雄及び松井清並びに当社株主である株式会社新緑、雨澤佳世、黒田知佳及び鈴木麻祐は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

II. 主要株主及び親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 30 年 3 月 2 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 株式の売出し及び第三者割当による新株式発行 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、当社の主要株主及び親会社以外の支配株主であった株主が主要株主及び親会社以外の支配株主に該当しなくなることが見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 村木 雄哉
- (2) 住 所 三重県四日市市
- (3) 当 社 と の 関 係 当社専務取締役

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異 動 前 (平成 29 年 12 月 31 日現在)	主要株主及び 親会社以外の 支配株主	18,125 個 (14.32%)	56,375 個 (44.53%)	74,500 個 (58.85%)	第 3 位
異 動 後	—	11,000 個 (8.69%)	—	—	第 3 位

- (注) 1. 異動前の議決権の数並びに異動前及び異動後の議決権所有割合の算出に用いた総株主の議決権の数は平成 29 年 12 月 31 日現在の株主名簿の値を用いております。
2. 異動後の議決権の数は、平成 29 年 12 月 31 日現在の株主名簿の当該株主の議決権の数から平成 30 年 3 月 2 日開催の当社取締役会において決議しました引受人の買取引受による売出しの当該株主の売出株式数 712,500 株に係る議決権の数を控除した値を用いております。
3. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
4. 大株主順位は、平成 29 年 12 月 31 日現在の株主名簿による株主順位に基づくものです。

4. 異動予定年月日

平成 30 年 3 月 23 日(金)

5. 今後の見通し

当該異動による当社の経営体制への影響はありません。なお、今回の主要株主及び親会社以外の支配株主の異動により当社は法人税法上の特定同族会社に該当しなくなるため、留保金課税の対象外となり、当事業年度における法人税額が減少する見込みであります。これによる当社の業績への影響は軽微であります。

以 上

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。